

実樹の放課後等デイサービスについて

【療育を一旦お休みし、その後継続していく場合】

後期利用者

- | | |
|----------|--|
| 2019年 4月 | 療育お休みの期間(9月まで) |
| 8月 | 実樹から保護者へ連絡し
再開の必要性を検討 |
| 9月 | |
| 10月 | 療育開始 (2020年3月まで) |
| 12月 | モニタリング |
| 2020年 2月 | 個別支援計画書 ・ 支援表を元に
今後の方針について説明 |
| 3月 | |
| 4月～ | 支援の成果を試す期間 (9月まで)
(療育を一旦お休み/ <u>契約は一旦終了</u>) |
- 